秋岡吉左衛門覚書 其 シー

熊本県博物館ネットワークセンター

将太

熊本県博物館ネットワークセンターミュージアムパートナーズクラブ 「松橋地域史調査クラブ」

高口 明 • 田村 幸子・石坂 妙 益田 群 弘子・林 義美

市 丸 かな子・大洞 成·平川 俊幸・ 興明・吉田

書一」)について、 城市教育委員会に寄託されている ラブ松橋地域史調査クラブ 小稿は、熊本県博物館ネットワークセンターミュージアムパートナーズク 全文翻刻及び資料概要の紹介を目的とする。 (以下松橋地域史調査クラブ)が解読を行った宇 「秋岡吉左衛門覚書 其ノ一」(以下 「覚

はじめに

文書」 ミュージアムパートナー制度における活動団体の一つであり、主な活動は、 発足以来、 月に一、二回の頻度で、 まず、松橋地域史調査クラブとは、 に含まれている「秋岡吉左衛門覚書」 解読に使用しているテキストが、 松橋地域に関する古文書の解読を行っている。その 熊本県博物館ネットワークセンターの 宇城市教育委員会寄託 (以 下 「覚書」)である。 「秋岡家

とは、 また、四冊の記載内容を合わせると、文化六年(一八○九)から文政四年(一 に属した竹崎村の庄屋役を務めた人物であり、この人物が庄屋役を務める過 衛門覚書 れ「秋岡吉左衛門覚書 八二一)までに及び、 この「覚書」は、 熊本藩にあった下益城郡河江手永 其ノ三」、「秋岡吉左衛門彦之丞覚書」の表題が付けられている。 同一の台帳番号 表題に書かれている 其ノ一」、「秋岡吉左衛門覚書 (六〇六) に全四冊が登録され、それぞ (現宇城市松橋町 「秋岡吉左衛門」 其ノ二」、「秋岡吉左 (以下彦之允) 小川町を管轄

> 稿では史料の全文紹介を中心としつつも、 そして、 允についても紹介し、 程で職務に関係する達書や下書きなどの記録を写したものが 松橋地域史調査クラブの活動によって、 秋岡家や彦之允自身のことを知るきっかけとなった。 その上で、 「覚書一」の資料概要について述べること さらなる理解のために、秋岡彦之 竹崎村の庄屋職の職務について、 「覚書」である。 そのため、小

第一章 秋岡彦之允略歴

としたい。

指すものと考えられる。 であることから、この「当申」とは、 七六九) 衛門、最後は、彦之允と改名『している。生年については、『文化十年 に「当申四拾三歳③」の表記がある。 まず、 図1にもあるように彦之允は、 頃と推定することができる。 「覚書」を作成した秋岡彦之允の略歴についてまとめておきたい。 そのため、 諱を経幸といい、 彦之允の生年は、 文化十年(一八一三)の干支は、 前年の文化九年(一八一二)の壬申を 始めに卯七二、 おそらく明和六年(一 町

から始まっていることがわかる。 表1をみると、彦之允の役職歴は、 以降は、 天明四年 河江会所小頭役、 (一七八四) 井樋方受込、 河 江会所見習 河

なった! (一八〇三)には、 江会所詰を歴任し、 二年後の天保六年 !江会所下代役を務めた®。文化十年(一八一三)に、 [年に父吉左衛門の後任として竹崎村庄屋役を引き継いでいる®。 付けられり、 庄屋役を兼帯®、 その後、 文政二年(一八一九)になると小川町別当役も務めることと 豊福村庄屋役を兼帯しい、 天保四年(一八二一)病気により、 (一八三五) 文化十三年(一八一六)に下江村庄屋喜助の後見役を申 寛政十一年 (一七九九) 文化三年(一八〇六)になると、 には、 会所詰 庄屋役を辞めば、 上小野村・中小野村 を御 一免⑤となり、 享和三年 その

次に、表1から褒賞歴を見ておこう。

なっている町 年(一八二二)には、河江手永小川尻新開築立の際の諸手配への出精などによ として たことなどにより、 (〇四)に御才覚銭として七匁五分と龍口御屋敷類焼寸志五十目を差し上げ 彦之允は、寛政十一年頃に会所役人などの役方を数年務めたことへの 「御郡代直触」」、 「無苗に付御郡代直触』」 「苗字御免」と「御惣庄屋直触」となっている旨。 最後は、 天保四年に役方五十年出精などで「地士」と を仰付かっている。 そして、 享和四. 文政五 年 褒賞 $\widehat{}$

第二章 「秋岡吉左衛門覚書 其の一」について

V. S. L.V.。 ここでは、彦之允が残した「秋岡吉左衛門覚書 其ノ一」の資料概要を示

に 丁数は、 普通紙に 「彦之丞」と鉛筆書きされている。 このことからも後世に綴り直したものである可能性が高く、 「覚書一」 本紙に記された内容を参考に後世に作成された表題であることが考え 五十丁からなっている。 「文化六年 は、 縦 一十五・一センチ、 秋岡吉左衛門覚書 図2を見ると、 また、 横十九・四センチの竪帳仕立てで、 この帳面は、 其ノ一」と墨書きされ、 表紙に、 本紙と同じ大きさ たこ糸で綴ってあ 表題につい その横

られる。

名の達書もあった。

□吉左衛門もしくは山ノ口や頭百姓といった竹崎村役人との連名や近村の岡吉左衛門もしくは山ノ口や頭百姓といった竹崎村役人との連名や近村の産屋を衛門もしくは山ノ口や頭百姓といった竹崎村の人との連名や近村のであり、庄屋の秋

の場所で影踏を行ったのかは、これ以後に影踏に関する記録が見られないた 六旦」に 中でも五条目には、 めに不明である。 れる。この条書の二条目から六条目までは、 「日限刻限」として、 「覚書一」の冒頭を見ると、 「小川庭」 と「東海東庭」に集合する様に伝えている。 影踏の日程に関する記述が見られた。そこには、影踏 「廿五日」に 藤井常右衛門 「松橋庭」と「会所庭」、 からの十九条に及ぶ条書が 「影踏」に関する項目で、 その次の日の 竹崎村がど

は、 報告したもので、 衛門が杉島手永・廻江手永・河江手永の「山支配役」を務めた丸山弥平次に されている。これは、竹崎村の 11 このほかに「覚」と表題が付けられた記録に、 った竹崎村内などにあった「御山」で行われた植松と拾った樫実の数が記 六斗五升分を「去冬」に 竹崎村では、 「拾置」 松を四ヶ所で千五百本を植え、 「御山口」を務めた平之允と庄屋の秋岡吉左 いたとしている 城城 ノ腰」 Þ 樫実について 寺」 لح

猪 代藩主及び熊本藩第八代藩主を務めた細川斉茲の五男として誕生した「長岡 触 た幸右衛門及び ついては、 れとなっている。 奉行を務めた町孫平太と下津久馬名義の達書については、 先に述べた近村の庄屋との記録は、 郎 について、 「城ノ腰堤掛新井手」の 「下中間村庄屋」 その中には、三月二十四日付のお触れとして、 「御中老以上」は、 を務めた幸助との連名のもので、 「堀方」 秋岡吉左衛門と「中間村庄屋」 「殿」と唱える様にとし、 に関する応答記録となっている。 奉行所からの この他にも 内容に

けている者への改めに関するお触れも見られた。 御家人中末々子弟」 などに対して、 猪」 0) 文字や 同 音 の字を付

ているが、末尾に「先年及達候別冊相添申候条」とあることから、 いて条書で書かれている。また、 がある。 -益城御惣庄屋中宛の記録を見ると、 御惣庄屋中・御山支配役中・横目役中・桑仕立受込一領 この この覚書は、 年代が違う記録としては、 「別冊」を指すものと考えられる。 養蚕に関するもので、 覚の前に写されている四月付安藤清助 明和元年 (一七六四) 先の覚書と同様に養蚕について記され 「蚕飼方」や「桑仕立方」につ 四月付御郡 一疋中宛の 先の「覚」 代中よ 覚 (より

ことからも「覚書一」に含まれている記録の重要性を示すものといえる。 馬殿上知高物成目録」、 文化六年三月付 -願候小前帳」とある。これらの帳面は、 2崎村へ櫨苗相渡申候小前帳」、 .あるものの、宇城市教育委員会寄託の秋岡家文書に原本が含まれていない 「覚書一」の中には、 「河江手永竹崎村紺屋職運上改帳」、 同年五月付「下益城河江手永竹崎村御山内曲 四冊の帳面の写しもあった。 同年四月付 竹崎村に関する基礎資料の写しで 「下益城河江手永竹崎村宮村平 同年同月付 その表題 「河江手永 |木御払 は、

おわりに

年代順にまとめられていた。 ように達書や近村庄屋との書状、 資料概要の紹介を行った。彦之允が残した「覚書一」について、先に示した ほか、いくつかの推敲の跡が見られるなど下書きと考えられるものも見ら 小稿では、 さらに、 「秋岡吉左衛門覚書 一部の年代順については、 帳面などが写され、その中には、見え消し 其ノ一」の作成者である彦之允の略歴と 混同が見られたが、 基本的には、

庄屋が残した記録は、下益城郡河江手永や竹崎村といった地域に関 、熊本藩における庄屋職の役割などを垣間見ることができる史料と

> して、 記載内容について相互に見ることで、それぞれに写された記録について、よ は、 深く掘り下げることができるかもしれない。 残りの三冊分の解読も進めているところである。 極めて有意義であると思われる。 そのため、 松 橋地域史調 その中で、 査クラブで 0

謝辞

V)

ただいた皆様には、 には、資料の閲覧や画像使用について、便宜を図っていただいた。ご協力い 多大なるご助言・ご助力をいただき、また、 翻刻にあたり、 田中孝行氏をはじめとする歴代の歴史担当職員の皆様には、 厚く御礼申し上げます。 宇城市教育委員会文化課の方々

註

- (1) という表記も見られる。 帯 「差紙」 宇土外』、五九四)。上記の史料中に収録されている史料には、「宇七」 (宇城市教育委員会寄託秋岡家文書 『巻物 会所諸井樋方小 頭兼
- ②『鰥寡孤独御備上納米通帳』(宇城市教育委員会寄託秋岡家文書、 ことと考えられる。 には、 の日付が書かれていることから貼紙にある「亥年」とは次年の文化十年の 岡彦之允」と書かれた貼紙がある。この帳面は、 紙面に「秋岡吉左衛門」 の名前が書かれ、 その上に 「文化九年壬申十二月」 亥年 三九 七
- (3)「御内意之覚」(永青文庫細川家文書、 町 在 熊本県立図書 [館複製本一二八四)。 熊本大学附 |属図 書館 寄 託 『文化十
- (4)年 一御内意之覚」(永青文庫 町 在 熊本県立図書館複製本一四七六)。 .細川家文書、 熊本大学附 属図 |書館寄託 『天保四
- (5)年 御 町 :内意之覚」(永青文庫細川家文書、 在气 熊本県立図書館複製本一二三三)。 熊本大学附属図書館寄託 『文化四

- 外』、五九四)には、「親跡竹崎村庄屋役申付」とある。(宇城市教育委員会寄託秋岡家文書『巻物 会所諸井樋方小頭兼帯 宇土⑥前掲「御内意之覚」(『文化四年 町在』)。関連するものとして、「差紙」
- 四)には、「豊福村庄屋善助跡当分申付」とある。 育委員会寄託秋岡家文書『巻物 会所諸井樋方小頭兼帯 宇土外』、五九7前掲「御内意之覚」(『文化四年 町在』)。この他に「差紙」(宇城市教
- されており、そこには、「下代役当分被仰付候」とある。 三月付河江手永惣庄屋犬塚一太郎より竹崎村庄屋吉左衛門宛の史料が残方小頭兼帯 宇土外』(宇城市教育委員会寄託秋岡家文書、五九四)には、8前掲「御内意之覚」(『文化四年 町在』)。この他に『巻物 会所諸井樋
- (1)「覚」(宇城市教育委員会寄託秋岡家文書『巻物 会所諸井樋方小頭兼帯 帯 宇土外』、五九四)には、「小川町別当役当分兼帯申付候」とある。(1)「差紙」(宇城市教育委員会寄託秋岡家文書『巻物 会所諸井樋方小頭兼

五九四)には、「病気差発役儀難相初由」とある。

宇士外』、

- 寄託秋岡家文書『巻物 会所諸井樋方小頭兼帯 宇士外』、五九四)では、保四年 町在』)にも同様の記述があるが、「[差紙]」(宇城市教育委員会い前掲「御内意之覚」(『文化四年 町在』)。この他にも「御内意之覚」(『天

- つには、「享和四年」としている。「文化四年丁卯十二月二日御郡代間』而被仰渡候」とあり、先に示した二
- 兼帯(宇土外』、五九四)。「「「差紙」」(宇城市教育委員会寄託秋岡家文書『巻物)会所諸井樋方小頭

(16)

(17)

兼帯(宇土外』、五九四)、前掲「御内意之覚」(『天保四年(町在』)。(『差紙】」(宇城市教育委員会寄託秋岡家文書『巻物(会所諸井樋方小頭)

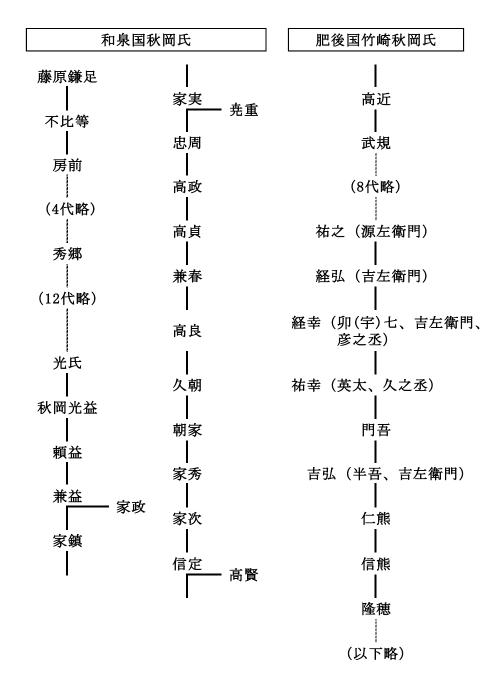


図1 秋岡家系図

*『松橋町史』(熊本県下益城郡松橋町、1979)864頁「秋岡家系図 (略)」より作成。名前については、『下益城郡誌 全』(名著出版、 1973)、『松橋事蹟考』(熊本県下益城郡松橋町、1974)、「巻物 会 所諸井樋方小頭兼帯 宇土外」(宇城市教育委員会寄託秋岡家文書、台 帳番号594)、「御内意之覚」(永青文庫細川家文書、熊本大学附属図 書館寄託『天保六年 町在 』、熊本県立図書館複製本1507)を参考に修 正。

年月日	任免・褒賞歴	年月日	任免・褒賞歴
(明和 6 年ヵ)	誕生	文化13年 12月23日	下江村庄屋喜助後見役申付
天明4年	河江会所見習申付	文政2年 卯7月17日	小川町別当役兼帯申付
天明5年12 月	河江会所小頭役申付	文政4年 6月25日	南小野村庄屋役差免、 小川町庄屋役兼帯申付
寛政6年	井樋方受込申付	文政5年 壬午4月15日	会所見習以来多年厚世話いたし 且河江手永小川尻新開御築立諸 手配等出精に付御郡代直触仰付
寛政7年	河江会所詰申付	文政12年 丑12月8日	杉島新川掘替・立岡堤堀添初発 より罷出夫仕等格別出精に付御 届
寛政10年 5月29日	去夏洪水の節塘筋防方之手配厚 世話いたし水留御普請より本塘 築立ニ相成候及荒地しらべ出精 に付承届	(天保4年)	役方五十年出精いたし村方世話 筋行届漸々成立にも相成候に付 地士仰付
寛政11年	河江会所詰差免	(天保4年) 12月18日	病気差発に付竹崎村庄屋役差免
寛政11年 3月2日	竹崎村庄屋役申付	天保6年 4月	病死
(寛政11 年ヵ) 12月26日	無苗二付御郡代直触仰付		
享和3年 6月7日	豊福村庄屋役兼帯申付		
享和四年	御才覚銭并龍口御屋鋪御類焼ニ 付寸志差出且役方多年相勤年々 村方取教をもいたし奇特之儀ニ 付苗字御免及御惣庄屋直触仰付		年月日不明分
文化元年 亥11月	寸志差出奇特之儀ニ付傘御免	4月26日	会所役(河江手永下代役)差免
文化3年 3月	豊福村庄屋役差免、河江会所下 代役兼帯申付	亥11月15日	北小野村庄屋役兼帯申付
(文化3 年)3月	下代役当分仰付	12月16日	北小野村預差免
文化10年 4月14日	上小野村・中小野村庄屋役兼帯 申付	年月日不明	七百町新地御築立に付潮留并水 埋御普請之節夫方召連罷出且御 役人宿之儀取計出精に付鳥目1貫 500文下置

表1 秋岡彦之允任免・褒賞歴一覧

*「河江手下代兼帯竹崎村覚庄屋吉左衛門」(宇城市教育委員会寄託秋岡家文書、台帳番号592)、「巻物 会所諸井樋方小頭兼帯 宇土外」(宇城市教育委員会寄託秋岡家文書、台帳番号594)、「御内意之覚」(永青文庫細川家文書、熊本大学附属図書館寄託『文化四年 町在』、熊本県立図書館複製本1233)、「御内意之覚」(永青文庫細川家文書、熊本大学附属図書館寄託『天保四年 巳十一日 町在』、熊本県立図書館複製本1476)、「御内意之覚」(永青文庫細川家文書、熊本大学附属図書館寄託『天保十年 町在』、熊本県立図書館複製本1560)を参考に作成。

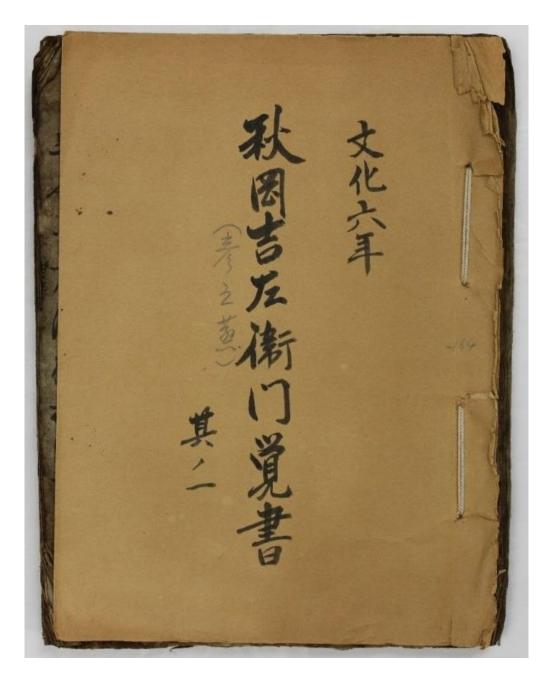


図2 秋岡吉左衛門覚書 其の一 表紙 (宇城市教育委員会寄託)

【凡例】

- ・史料の翻刻にあたっては、原史料の体裁に従うこととしたが、余白等の 体裁については、 一部変更した箇所もある。
- ・平出は、改行によって表し、闕字は一文字分の空白で統一した。
- 漢字の字体は原則として常用漢字を使用した。
- 虫損等で不明な文字は■とし、判読できなかった文字は□、字数が不明 な場合は、「」で記した。
- 合字の「ゟ」は「より」、「メ」は「シテ」とし、反復用語の「~」は「々」 に改めたが、「ゝ」、「ヽ」、「く」、「〆」については改めない。
- 正しい字が明らかな場合は()、脱字は(脱ヵ)、推定できないものや
- 意味不明の場合は、(ママ)と右に注記した。

史料の各文章には便宜のために読点

(、) や並列点(・) を付した。

- 変体仮名は現行の字体に改めたが、 江 (え)者 (i 茂(も)而 ₹ (次のものはそのまま使用した。 之 (の) 与 <u>ک</u>
- 人名等は、 いては、(朱書)と注記した。 可能な範囲で () の注記を付した。また、朱書き部分につ

表紙】

文化六年

秋岡吉左衛門覚書

其ノー

本文】

[一丁表]

覚

無之様、 御高札之面十ヶ条、 御法度筋、追々御達之趣違背 相守可被申事 御 郡御格 諸

影踏人数御改一付而者、 壱人も不洩様相改、書出可被申候 人者勿論、只今出生之者たりとも 御受判形可被仕事 従前々有

申談之事精々心を付、 候事づ付、 且又長寿"相成候ハヽ、御祝茂被下 正年書違抔無之様、 帳書中無念無之様

. 則 宗門之者有之候ハヽ、早速可被申 影踏被仰付事"者候得共、若 [切支丹宗門御改"付而者前条之通 御受書物血判可被仕事 出 候、

[二丁表]

影踏一 調達之事 巻諸帳 面来ル十八日

一、小川庭 一、松橋庭 影踏日限・刻限左之通 同日 廿六日 廿五日 四ツ半時揃 八ツ時 揃 四ツ半時

[二丁裏]

東海東庭

之様、且又踏通り候節、慮外ヶ間、影踏"罷出候男女、不風俗之体無 敷儀無之様、 通候様、 可被申付候事 随分礼々敷

但、 松橋町· 小川町へ罷出候 ■

(人数)

吞不申様、 影踏相仕廻不申内酒抔決 可被申付事

村々用水御普請之儀、 早々取

[三丁表]

当春高地出入早々 去年分諸出銀通帳、 往還道端危所々者、丈夫"取繕、 掛可被申候、 怠り無之様、 心を付可被申儀勿論『候間、 達可被申事 左候而、 可被相心得候事 相 当月中で 極、 其趣可被相達事 帳 面 平日

[三丁裏]

達方之事

手遊· 烏乱体之者入込候ハヽ、早々村方決而不仕様兼々可被申付事 払出可被申候 野山たりとも委敷吟味可被 御尋者有之節ハ、猶以村 賭事等聊之事たりとも、

[四丁表] 村内二而商 ケ(六脱カ) 敷カ) いたし候者も有之

仕事

可被相達事 徳利酒売候者第一吟味仕、 候ハヽ、 急度指押可被申候、 有無 勿論

勝手次第之事 商札御免之者、 御免之品

村町若者共かりそめでも、 小 · 唄 静瑠理・碁・棊将等、 三味線 習イ

[六丁表]

答"候間、

左様相心得居可被申事

近々御郡中立合夫積被仰付

者

[四丁裏]

第一点候事 能義心得候様、 農事之道、町家ハ商事之道 各より教示方

牛馬売買之儀"付而者、従前々 居可被申事 年被仰付候間、 御倹約之儀、 今年より猶又三ヶ 今迄之通相心得

[五丁表]

可申達事 之儀ハ、各取計筋ヶ条書を以、 改正被仰付候"付、牛馬売買方 御法茂有之候得共、尚又当春御 追而

両中間村新堤堀方之儀、 より村々共一同取付、 速:相済候様、取計可被申事 之節、各別出精一・二・三番:相 仕廻候村々へハ、丁場夫を以御 但、去春下郷村堤堀御普請 御普請 明十五 日

当春願之新堤内田・竹崎・豊福 普請者勿論、 相心得居可被申候、此節之御 怠被仰付筈。候へとも、此節ハ不及其沙汰候 延引之村方へハ、丁場夫増、過 右之通候間、 右之賞罰者、可被仰付候間、 褒美被下筈、 各別不埒 (仕) 左様相心得居可被申候 以後々々之儀茂 廻方 左様 普請之節

不申候様、 かたく被申 付 御百姓

86 (33)

下大豆

弐 五 四 合 合 口 口 口

中大豆

[六丁裏] 様申聞可被置候、且又農業怠り 不申様被申付、 右ヶ条之趣、 宇土御知行所村々、当春者 之通帳面調達可被仕事 弥以竈改被仰付候間、早々文案 御百姓中江茂不洩 平日各より茂

巳正月

可被心を付儀、

肝要点候事 以上

一、上大豆

三合口

米穀替口覚

藤井常右衛門 (河江·廻江手永惣庄屋併勤)

[七丁裏]

下小豆 中小豆 上小豆

四合口 三合口

一、小養麦 五合口 壱升『付、 米五合宛

、中胡麻壱升 、上胡麻壱升 同壱升三合 代米壱升五合

同壱升弐合

八丁表] 下胡麻壱升 同壱升壱合

蕎麦三升 秬弐升五合 同壱 升

文化六年正月写

一、稗三升五合

同 同 壱 升

、粟弐升

御座候間、宇土郡石橋村外料在医松岩 医師無御座、急病人御座候節不弁利下益城河江手永竹崎村近方外料 同年四月願之通、 当分入医『頼申度、 当時迄居住罷居申候処、去ル 当分入医御免被 天明七年二月奉願候■

[九丁表]

病死仕申

を以申上候、已上 仰付置候間、 本所石橋村之様≒引取○此段覚書 | 盲 候、依 之右松岩後家并倅元 [文化七年正月 処布松岩儀 [竹崎村庄屋 」病死 秋岡吉左衛門

藤井常右衛門殿

女藤清助殿(下益城郡代)

九丁裏

被成御勤、弥悦之御儀"奉存候、然者御村方 未得貴意申候得井、 御残候得共、意申候 御安全

在医松岩儀、先年本願支配所へ当分 御免被仰付候付、御送り証文を以、 仮人数三差

加

へ置 申 候

居住仕居申候处、此間病死仕候依之別紙

之通、 河江御舎所様 个御惣庄屋衆へ相達申候間

依之

右之通*州当跡家内弐人

写入御覧申候、

[十丁表]

当影踏帳面■■差除申候閘御村方人数 可被下候

85 (34)

[八丁裏]

[十一丁表]

樫実六斗五升

右之通御座候間、

覚書を以御達申上候、 本行之通去冬拾置申候

以上

竹崎村御山口

平之允

文化六年正月

同村庄屋

秋岡吉左衛門

(杉嶋.廻江.河江手永山支配役)

丸山弥平次殿

[十一丁裏] 一、石土台十三間

[十丁裏] 浦山 合四千五百本 中尾御山 城ノ腰御山 一、同五百本 了徳寺御山 一、植松千本 、同千五百本 、同千五百本 御送り証文一通返達仕候間、 可被下候、右之段為可得貴意、如此御座候、已上 被差加影踏被仰付候而有 正月廿二日 覚 石橋村御庄屋 宇助様 竹崎村庄屋 宜不頼仕候 可被下候、 則

但、 本行之通植松仕候 秋岡吉左衛門

櫨苗七千 竹崎村

[十二丁裏]

六千五百本

寸志願

森右衛門より

御改「相成、其節壱本宛ハ水取瓶之 各村紺屋共藍瓶数之儀、去十一月 無運上之儀難被為叶旨"候間、右之趣、 名目『而無運上』而有之候処、当年よりハ

代百八拾弐匁 但、 運上口銭共二 壱間 "付十四匁宛

右之通、 岸。而御約束可仕候事 巳二月六日 巳当月十五日比、 竹崎 松橋津口 田川

吉左衛門

八代 嘉七殿

天草金□

[十二丁表]

常右衛門殿

後光対

、石観音一体 代百九拾目

高サ三尺

妻壱尺弐寸 横壱尺四寸

観世音一体 代百九十め

切石拾四間分 代百九十六匁 一間"付、十四匁

合三百八十六匁

残弐百八拾六匁 百目前銀渡シ

内弐百目 柳元より 八十六匁

84 (35)

として石井八十郎近々村々江入込之筈。付 紺屋共江申聞被置候、 右本手改方

[十三丁表]

改之節、不都合之儀等無之様、 相心得候、已上 可

二月廿一日 村々 藤井常右衛門

庄屋中

御内意之覚

[十三丁裏] 櫨苗八千本

申上候、已上 被下候様奉願候、為其覚書を以御内意 取上申度願出申候間、何とそ被召上 申者受持之畑"仕立置候を寸志" 右者、河江手永竹崎村森右衛門与 竹崎村庄屋

秋岡吉左衛門

巳二月

藤井常右衛門殿

[十四丁表

高橋源兵衛(河江手永櫨楮見締) 殿

同同 櫨木三拾本 三本 田中堤堤堤

弐拾本 妙見堤 田中堤

[十四丁裏]

可仕候段、地主より相達申候"付、見水保チ申間敷、定而旱田"相成、難渋 堀方:相成候由之処、 之内平左衛門受持分、先達而各様御支配所より 奉存候、然者城ノ腰堤掛新井手、竹崎村御田地 各樣弥御平安可被成御勤、 極々深御座候而残畝分 珍重之御儀 見繕申候処

> 相違之儀も無御座候、 乍然御田 水懸 地 ハ何方も

同前之事"付、 御支配所〇宜相成候迚、 支配

[十五丁表]

早田『相成候様』堀下ヶ方可被成様も無御 御様子貴答"被仰知可被下候、 定而水保之仕法被付置候と奉存候間、 勿論新井手筋 座

不肖御立会可被下もの"而者有御座間敷哉、残畝も御座候事"付、最初堀方之節も、乍

奉伺候

今日ハ支配所御田地竿入等被成候由承申候

然処、 豊福村御同様之由之処、 恵左衛門 方へ者(豊福村庄屋)

[十五丁裏]

御様子 "而御座候哉、是又御様子貴答"被 御立会被成、私へ者御知らせも不被下、 如何之

仰知可被下候

右之段、為可得貴意、 如此御座候、

二月廿四日

下中間村右同

中間村御庄屋 幸右衛門様

幸助様

竹崎村庄屋 秋岡吉左衛門

以上

罷越、 返事被遣侯様申遣侯処、 右『付而、頭百姓又助・長右衛門 何分宜ふと申候へ共、

恵左衛門茂申聞候事 右同断申候而引取之由 両庄屋恵左衛門等迄"参、

[十六丁表]

河江手永竹崎村紺屋職運上 文化六年

改

三月

藍瓶六本

但、 御運上仕来候分

善次郎

外『壱本

当時増分

同 四 但、 本

勇七

右同断

御座候間、御達申上候、以上 右之通、今度相改申候処、 外宣壱本

当時増分

相違無

文化六年三月

同村庄屋 弥兵衛

竹崎村頭百姓

秋岡吉左衛門

井原直平殿石井八十郎殿

御 得貴意申候、 弥御安全"被成御勤仕奉賀候、然者頃日 田 地畔御堀下々被成候付水保申間敷、定市 城ノ迫新堤懸井手筋、竹崎村 之儀是又竿入等之儀 与

同役方へ御出も被下候、何事も宜敷候、被

御村方より支配所役人共御知せも被下、 御田地备御村懸り新井手立方『付而ハ、

紺屋二軒御見分相済、直"北間村御移之事 三月四日八ツ比、井原殿御出、 改帳御取

定而 御

込申候へ共水保之仕法

被付置御■申■■仕候付御模様奉伺候処、 御村

[十七丁裏]

役人衆拙宅へ被差越、尚各様方へも豊福

仰置候段、恵左衛門方より申聞承知仕、先者 御困労之御儀"奉存候、然処右一件"付而ハ支配所

元畝井手下際目極方御立会も被下御

存分之御計之御様子"付、 支配所も甚

[十八丁表]

当惑之事も仕候間、 私より宜ク御願候事+

存候处却而預御挨拶奉恐入候、 拝顔

御様子被仰知可被下候、度々人遣も手数 此日御答申上候二ヶ条、 御礼可申上候得共、先以書中御返礼申上候 乍御面働可申上候

右之段為可得貴意、

三月五日

幸助様

[十九丁表]

、櫨苗八千本

五百本 弐百五拾本

百三拾本

三千本 二千六百七十本

[十九丁裏] 弐百六十七カ

(後半頁余白)

申上筈候処、

之事ハ御存候間、此ものへ貴答奉得候 如此御座候、已上 竹崎村庄屋

幸右衛門様

森右衛門 寸志分

巳三月二日 内田村渡シ 浦川内村渡シ

同

日

豊福村渡シ

同二月廿八日小頭十助渡ス、廻江午二月廿六日竹崎長右衛門"渡ス 廻江行

弐百本

八百八拾本

[二十丁表]

御側御用 、櫨苗千本

三百本

百八拾本

グテ三百七拾本 百五拾本 拾五本

差引 拾五本 三百七拾本 過

> 巳三月六日南萩尾村渡シ 去辰三月高橋源右衛門渡シ 同日北萩尾村渡シ 岡吉左衛門

同二月七日小頭十助方へ渡ス 中小の堤植残

竹崎村長右衛門『渡ス二月廿六日

[二十丁裏]

一、櫨苗

用 助

午二月廿六日竹崎専右衛門 廿日渡ス豊福村へ 拝借分 渡ス

[二十一丁表]

掘方深ク及旱損可申与地主平左衛門より歎出 御立会不申、 然者、城ノ迫新井手筋竹崎村御田地懸 居申候処、掘方之節、 御安全被相成御勤、 此間者御紙面被仰付忝奉拝見候 私共両村『而取計掘方仕候処、 珍重之御儀"奉存候 御村方御役人衆へも

[二十一丁裏]

申候段、

御委細被仰下趣承知仕、

御尤二

奉存候、右者御積前之通、 奉存候へ共、 可被下候、其節御立会不申候処、不念之至。 仕、筧を以水取仕候様可仕候間、 奉存候、 此段御用捨可被下候と奉願候、已上 極急場之儀"付届兼、思召之程 最少井手埋方 左様被思召

志

中間村庄 屋

三月六日

中間村庄屋 幸助

[二十二丁表]

秋岡吉左衛門様

右之返書参候、 安心いたし居候処、三月九日

中通り掘方見立候様、勿論御年貢高役等ハ 竹崎村へも懸り申侯。堤水打込流し候而ハ煩敷候間 井手筋立会、 右井手ハ両中間井手三致シ、竹崎村井手ハ田表 電出候処、 御惣庄屋衆〇被申聞候付、 同所前通井手ハ豊福井手『而候へ共》 拙宅へ御出 袴田

[二十二丁裏]

庄屋中 参り、 夫より城ノ迫堤水、大坪古井手之所引渡之所 私一存一而究メ方難成御座候間、村役人中 中間より弁せ申候段、藤井常右衛門殿より被申聞 立会相究メ、跡より御達可申上段申達候事 筧を以水取之積之段申達候処、 両中間 候 行付

一十三丁表]

此一条ハ此間両中間へ取遣仕、

弥筧を以

〇不気入候様子、

御惣庄屋衆思案も得候"付

水取方は相決、井手上下地主も安心仕居候段

不弁利之節も有之候へ者、底嵬樋"被成由申達候処、夫持分ハ先筧を以水取候様、若 御申聞候事

右一件『付而ハ書外之事多有之、 人ハ一代名ハ末代、軽キ勤務書何そ申通強ク諸生不気入之様子有之候へ共 自身貌前ニ懸り可申様無御座、竹崎村 自身

幸右衛門

成

[二十三丁裏]

得計之念く之計安心いたし○今日

渡シ、竹崎村ハ新井手を以水引候へ者、 筧連弥左衛門田限『下り井手を潰し上ハ 塚之水分井手江立置候へ者、自然申分も無 きりと心得、 事畢而 中間村井手

豊福同役衆左様被思召候様申達候処、 合点少々疑ヒ申候様子:相見へ候へ共、 ○両中間ハ 親方殿同前ニ而 豊福ハ

井手迄。なし候へ者、少も申分無御座候間、両中間・

[二十四丁表]

袴田辺『懸り来り候、 (段、親方殿へ申達ニ相成候処、苗代田ハ引替 田方〇苗代等之水取難 井手筋無御座候而ハ用水 ハ勿論

分水いたし可申、勿論地底代・御年貢等も相応じ 取計之筋も可有之、養■ハ城ノ迫堤水を 水取而ハ甚以難渋可仕与相歎キ申候へ共、 当時迄無味"水取来候所柄"出米銭いたし 弁へ候様被仰聞候処、庄屋恵左衛門より申達候ハ 承知無存、 しかし両中間より無味之分水

[二十四丁裏]

御引取候事 支不申候ハヽ、 御存知無之由被仰聞候まゝ

右経塚下り井手潰シ候へ者

来り申候間、 右城之迫打入出水、竹崎村田方弐町程『ハ懸り 相懸候分水被仰付被下樣、御手代

賀来太右衛門方を以申達置申候『付、 〇右之場所『而 今日

被仰聞一付、 いやく実ハ打入出水〇大坪井手

可申達与■■心得居候処、

豊福井手口潰レ候而、

跡

日照りこハ

水引ハ堤水夫ゆへ御年貢等弁へさせらる段

[二十五丁表]

落も不致段之事を二丁程へ懸り候段、 右之通 申達

只水引之積之所○出米銭とも当り候得者

先止メーして経塚井手口

申達候処、右之通"相成事、一代之口切レ 事でハ無之候与了簡いたし、口軽ク 能イ序"打潰せハ中々二丁・三丁位之 永々之難渋、

存候事

経塚下り井手より豊福・中間・下中間より夏中 夜々ハ盗水多、何程之損"成来り候事

[二十五丁裏]

、三月十日組頭二十人寄合仕、昨日 二十人頭 委ク申談際目立二罷越候事 親方より新井手見寄様被申付候趣

弥兵衛・八左衛門・専右衛門・甚右衛門・ 八兵衛・彦七・喜右衛門・源兵衛・林右衛門

用助・仁助・喜七・次助・儀平

[二十六丁表]

竹崎村水引井手場所替之儀、今日村

田表 三見積

役人中立会、了徳寺下ヶ名〇中通〇際目立置申 各様御村中御立会、 御見繕御支配所 候

水引方『障り無御座、 弁利"相成候哉、 、費地

御気"入不申

小前 為可得貴意、 御知せ可被下候、御望次第井手立方可仕候、右之段 しらへ御知せ可仕候、 如此御座候、 已上 若木弁利候筋も御座候ハヽ

秋岡吉左衛門

三月十日

幸右衛門様

[二十六丁裏]

幸助様

尚々此日者、 御樽肴被下置難有

次第"奉存候、扨乍軽少、麁酒一樽宛差上 聊御返礼之印迄"存候、御受納可被下候、

已上

申

南手

得貴意申候、 方"御座候を少之間数北ノ方"替申度、 袴田墓所近所ノ井手往還より南 今日

[二十七丁表]

村役人見繕願出申候間、

近日井手掘方

之砌御立会仕、御熟談仕度心組『而御座候間

才 其砌御相談可仕候、

左様被思召可被下候、委 三月一日 吉左衛門 已上

幸右衛門様

幸助様

成申筈"決居候処、豊福村中より前々より

塞キ方ハ難成候故、 障申出候付止メ方っ

相成候云く

右之通克キ塩梅 "而経塚井手一筋"

当時七田下ヶ名願畑

[二十七丁裏]

作『相成候迚、往々田作りも難計、何分井手 分水仕成り申候井手、

[二十八丁表]

奉願覚

受藪壱枚弐百六十九番弐畝之内

二 一、たふの木壱本 一、よきと茂木壱 一、よきと茂木壱本 同五尺七寸 元廻六尺七寸

一、よきと茂木壱本 木数合三本

同六尺壱寸

此運上銭

[二十八丁裏]

立居申候雑木右之通 右者、河江手永竹崎: 河江手永竹崎村私居屋敷添受藪

並木御本方高地作障 "相成申候間"

御免被仰付被下候樣奉願候間、此段宜敷 相応之御運上銭を以私へ被為拝領、 剪方

竹崎村願主

被成御達可被下候、

為其覚書を以申上候、

已上

文化六年三月

同村御山

安兵衛

平之允

[二十九丁表]

同村庄屋

秋岡吉左衛門

藤井常右衛門殿

丸山弥平次殿

願之通被仰付候事 安藤清助殿(下益城郡代)

[二十九丁裏]

文化六年

河江手永竹崎村へ櫨苗相渡申侯小前帳

三月

秋岡吉左衛門

一、櫨苗拾五本 孫左衛門 **△**第 一、同 五百七拾本 △ 平右衛門 (^{集書)}

門助	一、地奉公 壱人 只七 受人 安平	唐人町博多屋庄兵衛抱	差出		高橋源兵衛殿	[三十一丁表]	日三月 - 秋岡吉左衛門	竹崎村	申候、已上	右之通、私仕立櫨苗木小前くへ相渡	合弐千七拾壱本	一、同 八拾本 堤床	一、同		[三十丁裏]	一、同 三拾本 源兵衛 一、同 弐拾本	八拾本 又平 一、同		庄右衛門 一、同		△ 一、同 弐百本 八兵衛 △ 一、同 三拾五本	一、同 拾五本 次八 (#書) 一、同	一、同 四拾本 九兵衛 一、同 廿本	四拾本 平次郎 一、同	[三十丁表]	一、同	吟平	左衛門 一、同	· 右衛門	, 右衛門 一、同	,左衛門 一、同 弐拾
													弥左衛門	市右衛門		次右衛門	弥兵衛		太七	久七	万蔵	忠平	半七	伊平		仁右衛門	太郎右衛門	彦三郎	孫四郎	藤助	七助
	安藤清助殿	藤井常右衛門殿	秋岡吉左衛門	同村庄屋	文化六年四月 市右衛門		如件	上知高物成目録、相違無御座、相調	右者、下益城河江手永竹崎村宮村平馬殿	[三十二丁裏]	本口合四拾五石弐斗三升五合六勺六才	米壱石三斗壱升七合五勺四才 三ノ口米	撫高四ツ三分九朱九厘五毛壱弗	高三ツ壱朱	御土物成四拾三石九斗壱升八合壱勺弐才	内四石九斗壱升 万引高	一、現高百四拾五石九斗七合三勺六才	白	[三十二丁表]	四月	目録	下益城河江手永竹崎村宮村平馬殿上知高物成	文化六手	藤井殿	石衛門)	文化六年四月 秋岡吉左衛門	[三十一丁裏]	右之通"御座候、已上		一、同 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	綾部四郎助殿御抱

[三十三丁表]

其手当いたし、当秋。至、若増納米願出候分者 御割賦高を越不申候様、種子卸之節より 候様 "有之候而者煩敷、 被下たる事:候間、当年之儀者其覚悟を以、手 配も可致儀"者候得共、当納米之節ニ至、色々願出 強而減石被仰付候而者難渋。可有之趣を以、 難相成申出候手永くも有之、右及達候通"候得者 減石之仕法去秋及達候処、種子卸後『而減石 津端御蔵太米納、 近年相増御不益"付、 弥以当年之儀手永々々 筋付

[三十三丁裏]

及達置候通、定替口一三合宛之増納被仰付候間 右之趣を以精々致手配候様可有御達候、 以上

御郡方

二月朔日

御郡代衆中

代銭上納願出候ケ所も有之候付、以来ハ樽之善在中より持出方難渋之様子"相聞、既"去年も 諸御郡江被渡下候鯨油明樽之儀、返納被 於付、土肥市兵衛江御払"相成来候処、右之通"而 ハ

[三十四丁表]

悪"不抱、壱挺"付弐匁五分宛"シテ、 被仰付候条、 可有其御達候、以上 惣而代銭上納

御郡方

二月十九日

御郡代衆中

御奉行中

旧冬も委細及達候通三付、 在中火用心之儀。付而者、 くより不洩様申付候様可有御達候、已上 弥以入念候様会所 兼而及達置、且

三月十九日

御 郡 方

御奉行中

御郡代衆中

[三十四丁裏]

右之通候条、 三月廿日 左様被相心得、 不洩様可有御達候、 安藤清助 已上

御惣庄屋中

歩御小姓列

右者、唐物抜荷改方御横目被仰付、御郡代 高橋源兵衛

手附横目兼带、 并櫨楮見締をも直『兼

勤申付候

[三十五丁表]

御家人中下方へも可被知置候、 右之通今日申渡候間為御承知申達候、 以上 寺社

今度

三月廿一日

安藤清助

申旨被 仰付候、此段触之面々へも可被被進奉恐悦候、尤御中老以上者殿与唱可 御誕生様御称号、 御名長岡猪八郎殿与 此段触之面々へも可被相知候、

[三十五丁裏]

三月廿四日

奉行所

以上

知候、以上 右之通候条、 被奉承知、 御支配方へも可被相

町(奉 (奉 下)

三月廿五日

下(奉 (奉 (本 (本 (本)

御積気段々御快方"被為在候"付、 五半時之御供揃『而可被遊 来月七日

御発駕旨被

仰出候段、御用番被申聞候条、 四月十四日 可被奉承知候、 町孫平太

下津久馬

以 Ĺ

[三十六丁表]

今度 各様より被附御心候様、 猪之字を付居候もの者、同音之字たりとも 改『相成候様、此段寺社御家人中末々子弟迄も 御誕生様御名御達之通 可得其意旨「御座侯、 以上

下益城

物書中

四月十五日

下益城

御惣庄屋衆中

口上書

[三十六丁裏]

先達而於江戸

御城 有之候"付、表向御弘メ者不被 仰出候、 御男子様御誕生被為在候処、思召

御名之儀者、 申旨被仰出候間、 有之候、依之右之通唱之名附居候者へ改可 松平友松様与奉称候旨御触 被得其意触之面々へも可被

達候、以上

四月十五日

奉行所

以上 右之通候条、 被奉得其意御支配方へも可被達候

四月十五日

[三十七丁表]

下津久馬

町孫平太

御郡代当分役迄当り

蚕飼方桑仕立方之儀"付而者、

追々御達之趣

村々も候得共、一統へ者被行兼様子"相聞候、及達置候処、最早年久敷事"候得者、取行候 其

[三十七丁裏]

当時桑実熟之時候"付取方有之、 届兼居候而者、先年被仰付置候御趣意も相立 第一養蚕之御趣意相立、且下方為合いも被 苗木之手当無之候而者其取ども難成、 不申事"候、併桑仕立之儀者養蚕之土台"候処 立置候得共、其後各引受"被仰付置事"候へ者 土地相応く桑植付、 概二者難申候得共、桑生育可致土地"植付 蚕飼方いたし候得者 御山 因之

支配役宅近辺"而相応之所柄被見計、成 夫(ママ)

[三十八丁表]

出精之面々ハ、御家人子弟之内たり共、其程"応シ 申示候、 及達候別冊相添申候条、村役人共へも寄々可被 村々之模様被見計、夫々可有教諭候、 蚕飼方之儀者桑有之ケ所く者取行候様、其 相応之御賞美被仰付『而も可有之候、且又 達候ハヽ植付場所之儀者是よりも可申談候、右仕立方 植付可被申侯、尤苗立之様子、其節"至内意被申 余計『実蒔可被致置候、 以上 左候ハ、暢立候上『而夫々 則先年

[三十八丁裏]

四月

安藤清助

下益城

御惣庄屋中

夫御郡も余計之桑木数無之、蚕を養候者茂此方よりも度々申渡置候事"候、然共未何蛮飼方桑仕立方之儀"付而者、追々被及御 追々被及御沙汰 然共未何れ之

『応候』付、 各随分委敷被用心、 桑苗仕立等

弥以心懸宜生立候様可被仕候、 右之儀者 段

[三十九丁表]

桑仕立方之儀、 との儀"候間、此所も何れも合点仕候様可被申 被仰付置候趣も有之、畢竟下方利潤:成候様 所"より間"者、 御用木之様相心得

随分仕立候而、 勝手次第之事"候間、桑植候土地持居候者共へ者 候者も有之候様相聞候、右者桑木余計"持" 又者蚕飼不申者者相応之価。而売渡候儀、 面々之利益"成候様可仕候

村役人共之儀者、 右桑仕立蚕養方『付、六ケ敷相

[三十九丁裏]

可仕候 当時桑之実みのり候時分でも候間、 拾イ候而、 心得不申候様心を附、 面々屋敷畔く二而も仕立候様、 随分養方之法行レ 村々におゐて 候様 右受込之

桑仕立候様可被仕候、 不存樣可被相心得候、 面々御山支配役者空地等をも見立候而、随分 尤椹拾イ候儀者、 右仕立方で付而も、下方六ケ敷 村々三而

子 相渡候樣可致候、 · 共マ "而も雇候歟、又者所"より候而者、拾イ人夫方"而も 右椹捬候儀、 何村々地床何程く

[四十丁表]

被指出、 仕候儀、 可被申候 見分も可被仰付由 一手永限書付被相達候ハヽ、 HE 候間、 左様相心得 御郡横目

蚕飼候も殺生之罪 成候様承得居候も 耕作養蚕者在方一統之産業ニ而、蚕を 有之様子『相聞、先年御沙汰も有之候通 養候者罪三可成樣無之事三候、 随分すゝみ候而 のも

養候樣可被申付候 右之通今度一統申談候間、 弥以各并村

[四十丁裏]

役人共も心懸養蚕致繁昌 得候、以上 [候様、 口 被 相

御惣庄屋中

明和元年四月

御

代中

御山支配役中 横目役中

桑仕立受込

領一 疋 中

[四十一丁表]

仰付候、此段触之面々へも知せ置可申旨、猪八郎様御事、当秋被成御出府候様被 被申聞候条、被奉承知、 御支配方へも可被知置候、 御用 番 以上

五月朔日

町孫平太

右之通候条、被奉承知、 尤達方之趣ハ例之 下津久馬

を以可有御取計候、 已上

五月二日

安藤清助介

[十一丁裏]

四

無支様兼而御手当被致置申達次第牽出 在中御手当之儀者、被差止飼料大豆も不被 熊本宿馬被召仕、 候様、且又八代・佐敷之儀者、在馬被召仕候間 渡下候間、可有其御達候、尤駅馬"而及不足候節 河尻・宇土・小川之駅馬被召仕筈"候、右之通"付 乗馬被指出方角違言、若御人数被指出候節者 各御支配御郡々々『而御手当馬之儀、長崎之方ハ 猶御人数被差出候得者、高橋・

[四十二丁表]

高橋・河尻・宇土・小川駅馬被召仕候節者跡馬 是又手配。相成居候様、 方角之村々より在馬被指出候間、 夫々及御達可被置候、小 手配無

四 一、同壱本 元廻五尺九寸 同所 七寸 代銭弐匁八分 七寸 上 上,数四百斤 正 一、松木壱本 元廻三尺八寸	[四十三丁裏] 代銭四匁弐分 代銭四匁弐分 元廻四尺八寸 元廻四尺八寸	興争寺卸山 代銭四匁弐分 一一、松木壱本 元廻四尺 了徳寺御山	手六 ¦ 知	[四十二丁裏] 藤井常右衛門殿[四十二丁裏] 藤井常右衛門殿 安藤清助
代銭弐匁八分十一 一、同壱本 一元廻三尺弐寸同所 に銭弐匁三分 に の で	十 一、同壱本 元廻三尺五寸 同所 代銭四匁九分 一、同壱本 元廻四尺五寸九 一、同壱本 元廻四尺五寸	[四十四丁裏] 八 一、同壱本 元廻四尺四寸八 一、同壱本 元廻四尺四寸	大 一、同壱本 元廻四尺弐寸 一、同壱本 元廻四尺弐寸 一、同壱本 元廻三尺六寸 一 元四三尺六寸 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	[四十四丁表] 「四十四丁表] 五 一、同壱本 此斤数弐百斤 同所 一、同壱本 一、同壱本 一、同壱本 一、同・本 一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一

[四十五丁表]

十二 一、同壱本

元廻三尺六寸

代銭三匁五分 此斤数五百斤

此斤数六千斤 木数合拾弐本

代銭四拾弐匁

但、百斤"付七分宛

御山内右之松木曲木『而、被立置候而も往々 御委細御達之趣奉得其意候、河江手永竹崎村 右者、今度御山々曲木立分剪払被仰付候"付而、

御用"相立申木筋無御座候間、

平之允

藤井常右衛門殿

丸山弥平次殿

[四十六丁表]

町 **木灰八畝廿** 諸床願畑作

三反七畝九歩

残五拾八町三反九畝廿七歩

四拾町程

四町九灰

白干

[四十五丁裏]

為其小前帳調上申候、以上 仕御達申上候間、御払被仰付被下候様奉願候! 文化木年五月 竹崎村御山口 右之通斤数積

同村庄屋

秋岡吉左衛門

上知 御給知

惣田畝数六拾壱町七反七畝六歩

同所田

地床代弐拾八匁(丸印)

地床代抬弐歩

拾六匁

(丸印)

[四十八丁表]

一、上六歩

同所田

六町五反程

拾壱町八反九畝廿七歩

地 黒 水 干 有

[四十六丁裏]

、田畝四反八畝拾弐歩 右者、七月九日迄之改前、

文化六年七月

右之通御座候、

以上

秋岡吉左衛門

新地

藤 井 (常右衛門) 殿

[四十七丁表]

両中間新堤床地代 八百四拾六番

一、田九畝拾五歩 城ノ腰田拾弐枚 内下々壱畝廿七歩

三下七畝拾八歩

庄右衛門

此地床代三百八拾目 (丸印) 巳七月十一日受取申侯

忠兵衛

(丸 印)

、上田壱畝廿壱歩 百三十一番 四畝廿四歩之内 弥左衛門

了徳寺田四枚

此地床代六拾八匁(丸印) 巳七月十一日受取申侯

作兵衛

(丸印)

四十七丁裏.

了徳寺壱枚

百三拾弐番

壱畝拾五歩之内

、下々田弐拾壱歩

平左衛門

巳七月十三日受取申侯

平左衛門 '(丸印)

権右衛門

巳八月五日受取申候 伊右衛門 (丸印

安兵衛

[四十九丁裏] 堤 床 同所畑 [四十九丁表] 同所田 同所田 井手床 [四十八丁裏] 了徳寺田 一、藁こも六枚 地 床 高 代 地床代八匁(丸印) 田畑畝合壱反三畝拾五歩 地床代四匁 地床代拾六匁(丸印) 地床代拾弐匁 (丸印) 此地床代五百四拾目 高 高 八匁 壱反『付、 作夫弐人 四十 (丸印) 四百目宛 巳八月七日受取申候 九月廿三日受取申候 九月十八日受取申候(丸印) 同人(丸印) 彦右衛門 巴八月五日受取申候 九月十八日受取申候 取置候也 右之通相渡印形 両中間より受取 七兵衛 源兵衛 源兵衛 (丸印)

右こるい御開井樋御ふしん枚

[五十一丁裏]

丁基

(後半頁余白)